

CPDS 学習履歴証明書の発行申請に係る注意事項

証明書は、現在登録されている申請者の会社名、住所で発行されます。証明書には、加入者の土木施工管理技士の「1, 2 級別」、「資格番号」、「取得ユニット数」が記載されます。発行申請の際は、加入者の現在の登録内容をよく確認した後に申請をしてください。証明書の内容は、現在 CPDS 登録されているものです。当会では、内容の確認は行いませんので、**必ず全国連合会ホームページ (HP) からログインをし、登録内容の確認をしてください。**

『はじめに』

学習履歴確認等 CPDS に関する操作をするための準備

- ・ CPDS 加入者の方は、どの操作等をするにも**必ずパスワードが必要です。**まず、**パスワードを発行し、ログインをすることで各種申請ができます。**
全国連合会ホームページ (HP) の「継続学習 (CPDS)」から入れます。
- ・ 当会では、ユニット数等の問い合わせにはお答えできません。

※申請の受け付けは、①メールか②郵送による申請のみとし、電話、FAX での受け付けはいたしません。

(1) 申請の仕方と受取方法

- ① **メールによる申請**：技士会 E-mail gishikai@tori-ken.or.jp へ《発行申請書》に必要事項を記入したものを、**添付し送信。**

《受取方法》 会長印のある証明書を PDF でメールに添付して **E メール配信サービス受信アドレスへ送信。** この証明書発行は、当技士会会員のためのサービスのため、送信先を限定するものです。**E メール配信サービスが未登録の会社は、登録をお願いします。**

(原則、午前中の受付は当日か翌日午前中までに返信、午後受付は、翌日の返信となります。また、**講習会等技士会行事のあるときは、発行できませんので、お急ぎの場合は全国連合会へ申請するか、早目に当会へ申請をお願いします。**)

- ② **郵送による申請**：発行申請書に《必要事項》を記入し、**返信用封筒に 80 円切手を貼付し当会へ郵送。**

《受取方法》 会長印のある証明書を郵送。(講習会等技士会行事のあるときは、発行できません。また、発送日数がかかりますので、お急ぎの場合は早目に申請してください。)

(2) 証明内容

- ① 各会社の鳥取県技士会正会員で、CPDS 加入者のみを全員証明する。
- ② 加入者の土木施工管理技士の「1, 2 級別」、「資格番号」、「取得ユニット数」を証明する。なお、25 ユニット以上取得者のみを記載した証明書とする。
- ③ 学習履歴は、証明日以前5年間の承認済みユニット数です。

(3) 手数料

当技士会 正会員は 無料

〈参考〉正会員外の方は、全国連合会 HP から申請をしてください。

学習履歴証明の申請手数料 … 1, 500円 / 1件 20名まで

学習履歴証明書の再申請 …… 500円 / 1件

(申請期間の記入誤り等が原因で1週間以内に再申請をした場合)

(4) 学習履歴証明書の **発行回数の制限**

鳥取県への提出書類の条件は、「証明日」は開札日前3ヶ月以内で、証明期間が5年間であるので、メールで受信をした証明書を何度でも利用できます。そのため、原則、発行してから3ヶ月後でなければ次の発行は行いませんので、必ずユニットの付与確認をしてから発行申請をしてください。

鳥取県技士会へ学習履歴証明申請手順

《メールによる申請》

- ① 当会へメールにより申請
(必要5項目を記載)



- ② 当会より Eメール配信サービス
受信アドレスへ PDF ファイル送信



- ③ **発行手数料は無料**
(正会員のみ発行)

《郵送による申請》

- ① 当会へ郵送により申請
(必要5項目を記載)



- ② 当会より証明書を郵送
(発送の日数がかかる)



- ③ **発行手数料は無料**
(正会員のみ発行)